

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社野村総合研究所			コード	4307
提出日	2026/5/22	異動（予定）日	2026/6/19		
独立役員届出書の提出理由	2026年6月19日開催の定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。				
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし			
1	小堀 秀毅	社外取締役	○														○		有
2	浅井 英里子	社外取締役	○														○		有
3	藤江 太郎	社外取締役	○										○					新任	有
4	小酒井 健吉	社外取締役	○														○		有
5	川崎 博子	社外取締役	○														○		有
6	中川 隆之	社外取締役	○														○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		長年にわたり旭化成株式会社の経営に携われ、同社グループの成長に向けて事業ポートフォリオマネジメントや人材育成、研究開発等の戦略を推進してこられました。また、当社の取締役会や指名諮問委員会・報酬諮問委員会において、経営全般に関して幅広く的確な意見を述べられる等、当社の経営監督機能の強化に貢献してこられました。引続き当社の取締役会及び指名諮問委員会・報酬諮問委員会の構成員として、その豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任しています。 なお、同氏は、後記4「補足説明」に記載の当社が定める「取締役の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
2		日本企業の海外現地法人や外資系企業の日本法人において長年にわたり業務執行や経営に携われ、グローバル事業の拡大をリードしてこられたほか、チームビルディングや人材育成にも尽力してこられました。また、当社の取締役会や指名諮問委員会・報酬諮問委員会において、経営全般に関して幅広く的確な意見を述べられる等、当社の経営監督機能の強化に貢献してこられました。引続き当社の取締役会及び指名諮問委員会・報酬諮問委員会の構成員として、その豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任しています。 なお、同氏は、後記4「補足説明」に記載の当社が定める「取締役の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
3	同氏は2026年3月まで味の素株式会社の執行役員会長を務めておりました。当社グループは同社に対し、システム開発・製品販売及び運用サービス等の提供を行っておりますが、本届出の直近事業年度における取引量は、当社グループの連結売上高の1.5%未満であり、「4. 補足説明」に記載する当社の独立性の要件を満たしております。	長年にわたり味の素株式会社の業務執行や経営に携われ、同社グループの海外現地法人の経営を含むグローバルな事業運営や企業文化の変革を推進してこられました。当社の取締役会及び指名諮問委員会・報酬諮問委員会の構成員として、その豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社の経営を監督していただくため、社外取締役として選任しています。 なお、同氏は、後記4「補足説明」に記載の当社が定める「取締役の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
4		長年にわたり株式会社三菱ケミカルホールディングス（現 三菱ケミカルグループ）を始めとする同社グループ各社の経営に携われ、経理財務部門の業務経験及び最高財務責任者としての経験をお持ちであります。また、当社の社外監査役として、独立した立場から監査・監督業務を通じて当社グループの健全な経営の実現に貢献してこられました。その経歴を通じて培われた当社グループの事業に関する知識や財務・会計に関する豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社取締役の職務執行を監査・監督していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しています。また、同氏を指名諮問委員会・報酬諮問委員会の委員に選定しています。 なお、同氏は、後記4「補足説明」に記載の当社が定める「取締役の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。

5		<p>長年にわたり株式会社NTTドコモを始めとするNTTグループ各社においてDX(デジタル・トランスフォーメーション)やダイバーシティを推進してこられました。また、社外取締役として監査等委員や取締役会議長を務められるなど、取締役会の監査・監督の経験をお持ちであります。その経歴を通じて培われた豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社取締役の職務執行を監査・監督していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しています。</p> <p>なお、同氏は、後記4「補足説明」に記載の当社が定める「取締役の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>
6		<p>監査法人の代表社員を務められ、監査法人の経営経験や公認会計士としての長年にわたる経験をお持ちであります。その経歴を通じて培われた財務・会計に関する豊富な経験と高い見識を活かして、客観的な立場から当社取締役の職務執行を監査・監督していただくため、監査等委員である社外取締役として選任しています。</p> <p>なお、同氏は、後記4「補足説明」に記載の当社が定める「取締役の独立性判断基準」の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。</p>

4. 補足説明

<p>当社は、次のとおり「取締役の独立性判断基準」および「株主の議決権行使に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準」を定めています。</p> <p>【取締役の独立性判断基準】 当社は原則として、東京証券取引所の定める独立性基準に加えて、以下のいずれの事項にも該当しない場合に、当社からの独立性を有しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断する。</p> <p>①当社グループの主要な取引先又はその業務執行者(*1) (*2) ②当社グループを主要な取引先とする者又はその業務執行者(*1) (*3) ③当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(*4) (当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。) ④当社より多額の寄付を受けている団体の業務執行者(*4) ⑤当社の主要株主又はその業務執行者(*5) ⑥当社が主要株主である会社又はその業務執行者(*5) ⑦最近において前①から⑥に該当していた者(*6) ⑧次の(ア)又は(イ)のいずれかに掲げる者(重要でない者を除く。)(*)の二親等以内の親族(*7) (ア)前①から⑦までに掲げる者 (イ)現在又は最近において、当社又は子会社の業務執行者(社外監査等委員を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当する者</p> <p>(*1)「当社グループ」とは、当社及び当社の事業報告に重要な子会社として記載されている者をいう (*2)「当社グループの主要な取引先」とは、当社の直近事業年度において、当社の連結売上高の2%を超える支払いを当社グループが受けている者をいう (*3)「当社グループを主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度において、その者の連結売上高の2%を超える支払いを当社グループから受けている者をいう (*4)「多額」とは、直近事業年度のいずれかにおける支払額が、年間1,000万円を超える場合をいう (*5)「主要株主」とは、直近の議決権の基準日時点において直接・間接に10%以上の議決権を保有している者をいう (*6)「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば社外取締役として選任する株主総会の議案の内容が決定されていた時点において該当していた場合を含む (*7)「重要でない者」とは、会社の役員・部長クラスに従属する職階に属する者及び会計事務所、法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士に従属する職階に属する者などをいう。</p> <p>【株主の議決権行使に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準】 当社は、属性項目(取引)に関して軽微基準を定めており、「当社又は相手先の連結売上高に占める割合が1%未満の取引」は、独立性に与える影響がないため記載対象外としています。</p>
--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
 - 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
 - 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- 以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。